

旭川市木質バイオマスストーブ導入促進事業補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、旭川市木質バイオマスストーブ導入促進事業補助金交付要綱（令和5年4月1日制定。以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定め、補助事業の適正な実施を図ることを目的とする。

(補助対象設備の要件等)

第2条 要綱第5条に規定する補助対象設備の要件及び補助対象機器は、別表第1のとおりとする。ただし、補助対象機器は、カタログ等に掲載され、製品番号等があるものに限る。

(交付の申請)

第3条 要綱第6条に規定する提出書類のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 申請手続のための確認事項（個別設備）（様式第1号）
- (2) 第4条第1項に該当する申請者は、利益等排除申告書（様式第2号）

(補助対象経費における利益等排除)

第4条 木質バイオマスストーブの調達先の事業者又は下請会社が、次の各号のいずれかに該当するときは、要綱第7条に規定する利益等排除の対象とする。

- (1) 申請者自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 申請者の関係会社（前号を除く。）

2 利益等排除の方法は次のとおりとする。

- (1) 申請者の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって補助対象額とする。

- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これにより難しい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は、0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

- (3) 申請者の関係会社（前号を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は、0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

別表第 1

補助対象設備	要件	補助対象機器
薪ストーブ	1 薪を燃料とする暖房機であること。 2 薪以外の燃料を使用しないこと。 3 燃焼効率が70%以上であること。 4 排煙筒及び支持部材等はストーブ製造メーカーの標準品若しくは同等品であること。	1 薪ストーブ 2 排煙筒及び支持部材等 (建築物に一体となるものを除く。)
ペレットストーブ	1 木質ペレット(製材端材や間伐材等の木材を粉碎したオガ粉を円筒状に固めたもの)を燃料として使用する設計及び使用である暖房機であること。 2 木質ペレット以外の燃料を使用しないこと。 3 燃焼効率が70%以上であること。 4 排煙筒及び支持部材等はストーブ製造メーカーの標準品若しくは同等品であること。	1 ペレットストーブ 2 排煙筒及び支持部材等 (建築物に一体となるものを除く。)

申請手続のための確認事項（個別設備）

確認項目（確認欄に、✓してください）		確認欄
薪 ストーブ	未使用品であり、中古品ではない。	☐ はい
	機器の形状、規格及び構造等が確認できるカタログ、仕様書等の写しを添付している。	☐ はい
	薪を燃料として使用する設計及び仕様である暖房機である。	☐ はい
	排煙筒及び支持部材等はストーブ製造メーカーの標準品若しくは同等品である。	☐ はい
	薪以外の燃料を使用しない。	☐ はい
	燃焼効率が70%以上である。	☐ はい
ペ レ ッ ト ス ト ー ブ	未使用品であり、中古品ではない。	☐ はい
	機器の形状、規格及び構造等が確認できるカタログ、仕様書等の写しを添付している。	☐ はい
	木質ペレットを燃料として使用する設計及び仕様である暖房機である。	☐ はい
	排煙筒及び支持部材等はストーブ製造メーカーの標準品若しくは同等品である。	☐ はい
	木質ペレット以外の燃料を使用しない。	☐ はい
	燃焼効率が70%以上である。	☐ はい

年 月 日

（宛先）旭川市長

（申請者） 〃
住所
商号名称
代表者（職・氏名）

旭川市木質バイオマスストーブ導入促進事業補助金
利益等排除申告書

標記補助金の交付申請をするに当たり資本関係にある会社から調達を行うため、旭川市木質バイオマスストーブ導入促進補助金交付要領第4条の規定により、補助対象経費は当該調達品の取引価格から利益等排除していることを次のとおり申告します。

1 利益等排除の対象	補助対象設備の調達先の事業者又は下請会社の区分	
	☐ 申請者自身	
	☐ 100%同一の資本に属するグループ企業	
	☐ 申請者の関係会社（資本関係が100%未満である。）	
2 利益等排除方法		
3 利益等排除前の費用（機器代）		円
4 利益等排除後の費用（機器代）		円

※利益等排除の算出方法の根拠となる資料を添付します。